

令和3年6月9日

各指定障害福祉サービス事業者 代表者様
各指定相談支援事業者 代表者様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

**新型コロナウイルス感染症に係るワクチンを接種する際の
外出時に利用する障害福祉サービス等の取扱いについて**

平素は、本市障害福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、本市の取扱いを次のとおり整理を行いましたので、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンを接種する際の外出時の付添い支援におきましては、次の内容及びQ&Aを踏まえた対応をお願いします。

1. 外出時の付添いとして対象となるサービス

【障害福祉サービス】

通院等介助、通院等乗降介助、重度訪問介護、行動援護、同行援護

【地域生活支援事業】

移動支援

2. 外出時に利用する障害福祉サービス等の取扱い

	集団接種	個別接種
利用可能サービス	通院等介助、通院等乗降介助、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援	
支援範囲	接種会場への同行 会場内での付添支援	診療所への同行 診療所内での支援が必要な場合の院内介助

3. Q & A

別紙「新型コロナワクチン接種時におけるサービス利用に関するQ&A」とおり